

市川市監査委員告示第5号

令和5年度第1期財務監査及び行政監査  
の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和5年12月28日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	白 土 英 成
同	中 山 幸 紀
同	加 藤 武 央

## 令和5年度第1期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

- (1) 地方自治法第 199 条第 1 項による財務監査
- (2) 地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

### 2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲  
令和 4 年度事務事業（必要に応じて令和 5 年度及び過年度の事務も対象とした。）
- (2) 対象部署
  - ① 危機管理室  
危機管理課、地域防災課
  - ② 総務部  
総務課、人事課、職員課、多様性社会推進課、法務課
  - ③ 福祉部  
地域共生課、地域包括支援課、介護保険課、障がい者支援課、障がい者施設課、生活支援課、市営住宅課
  - ④ 保健部  
保健医療課、斎場建設課、斎場霊園管理課、健康支援課、疾病予防課、国民健康保険課、新型コロナウイルス対策課
  - ⑤ 環境部  
総合環境課、自然環境課、生活環境保全課、清掃事業課、クリーンセンター建設課、クリーンセンター
  - ⑥ 行徳支所  
企画調整課、総務課、市民課、福祉課、臨海整備課、南行徳市民センター
  - ⑦ 会計課
  - ⑧ 監査委員事務局

### 3 監査の着眼点

- (1) 財務監査  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。

(2) 行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年4月1日から同年12月27日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和5年4月1日から同年10月27日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

② 監査委員監査

令和5年11月7日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 除斥

監査委員植草耕一は、地方自治法第199条の2の規定により、総務部の所管事項に係る監査については除斥した。

6 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）

指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

(1) 指摘事項

なし

(2) 指導事項

区 分	件 数
歳 入	14
歳 出	2
財 産	1
補助金	8
契 約	4
公 金	7
文 書	14
その他	2
合 計	52

※市川市監査基準実施細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。